

現場代理人及び主任（監理）技術者の雇用関係の確認について

（令和7年12月2日から適用）

本市が発注する工事における現場代理人及び主任（監理）技術者について、受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを条件としており、確認方法等については次のように取り扱います。

1. 直接的かつ恒常的な雇用関係とは

- ・直接的雇用関係であること

現場代理人及び主任（監理）技術者は受注者と直接的かつ恒常的に雇用されることが必要です。なお、日々雇用や雇用期間を限定した雇用は、恒常的な雇用関係にあるとはいえません。

- ・3か月以上の雇用関係であること

現場代理人及び主任（監理）技術者は、入札日（一般競争入札による場合は申請日）以前3か月以上の雇用関係があることが必要です。

2. 雇用関係の確認方法

現場代理人及び主任（監理）技術者が受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることを確認する書類は、原則として、表1(1)～(5)により確認します。(1)～(5)の書類を提出できない場合は、(6)又は(7)により確認します。

3. 書類提出にあたっての留意事項

現場代理人等指定（変更）通知書の提出時に(1)～(7)のうち該当する証明書類の写しを添付して提出してください。

なお、一般競争入札による場合は、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書の提出時にも提出が必要となります。

表1

| 番号 | 証明書類 | 雇用開始の認定日 | 適用 |
|-----|---|-------------------|----------------------------|
| (1) | ・ <u>監理技術者資格者証</u> の写し(所属建設業者名の記載のあるもの) | 交付日 | 記載事項に変更がある場合は、裏面も添付してください。 |
| (2) | ・ <u>雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）</u> の写し | 資格取得年月日 | |
| (3) | ・ <u>住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書</u> の写し（特別徴収義務者用） | 最新の通知書の通知日 | |
| (4) | ・ <u>健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</u> の写し | 最新の通知書の通知日 | |
| (5) | ・ <u>健康保険組合が発行する健康保険被保険者資格加入証明書</u> の写し | 最新の通知書の通知日 | |
| (6) | ・ <u>給与台帳等給与の支払状況の確認できる書類</u> の写し（受注者の記名押印したもの） | 給与台帳等の支払状況による。 | (1)～(5)が提出できない場合 |
| (7) | ・ <u>雇用証明書等</u> の写し（氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの） | 証明日 (3か月以内のもの) | (1)～(5)が提出できない場合 |

※対象者氏名、事業者名称名、雇用開始の認定日以外の個人情報はマスキング(黒塗り)を行うこと。